

4 報告資料

(1) 新型コロナウイルス感染症における対応について

1 国民健康保険料の減免について

今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で、死亡又は重篤な傷病を負った方や、事業収入等の減少が見込まれ一定の要件を満たす方について保険料の減免を実施する。

○ 減免対象保険料

令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある保険料

○ 減免額の計算

- 死亡又は重篤な傷病を負った方 全額
- 事業収入等の減少が見込まれ一定の要件を満たす方

下記の【減免対象保険料額】×【減免割合】が減免額

【減免対象保険料額】 = A × B / C
A：世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に 係る令和3年の所得額 (減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C：世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の 令和3年の合計所得金額

【減免割合】世帯の主たる生計維持者の 令和3年の合計所得金額で区分 (※)	
300万円以下の場合	10分の10
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1000万円以下の場合	10分の2

○ 国の財政支援の額

保険料減免総額の10分の4相当額 (参考: 令和2年度は10分の10)

○ 減免実績

	令和2年度	令和3年度
減免決定件数	1,763件	961件
減免金額	327,569,665円	170,802,108円

2 傷病手当金の支給について

○ 概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、被用者が休みやすい環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症に感染した方(発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む)が、療養のため労務に服することができなくなり、給与等の全部または一部の支払いが受けられない場合に傷病手当金を支給する。

○ 対象者

給与等の支払いを受けている被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方。

○ 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

○ 支給額

1日当たりの支給額 [= (直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × (2/3)] × 支給対象となる日数

○ 適用期間 令和2年1月1日 ~ 令和4年9月30日

○ 支給決定実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度(7月末時点)
決定件数	3件(3人)	119件(89人)	74件(65人)
給付額	143,870円	5,468,503円	1,900,573円

3 資格証明書*の交付について

昨年度に引き続き、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、資格証明書は交付せず、短期被保険者証を交付。資格証明書であることによる受診控えをなくすもの。

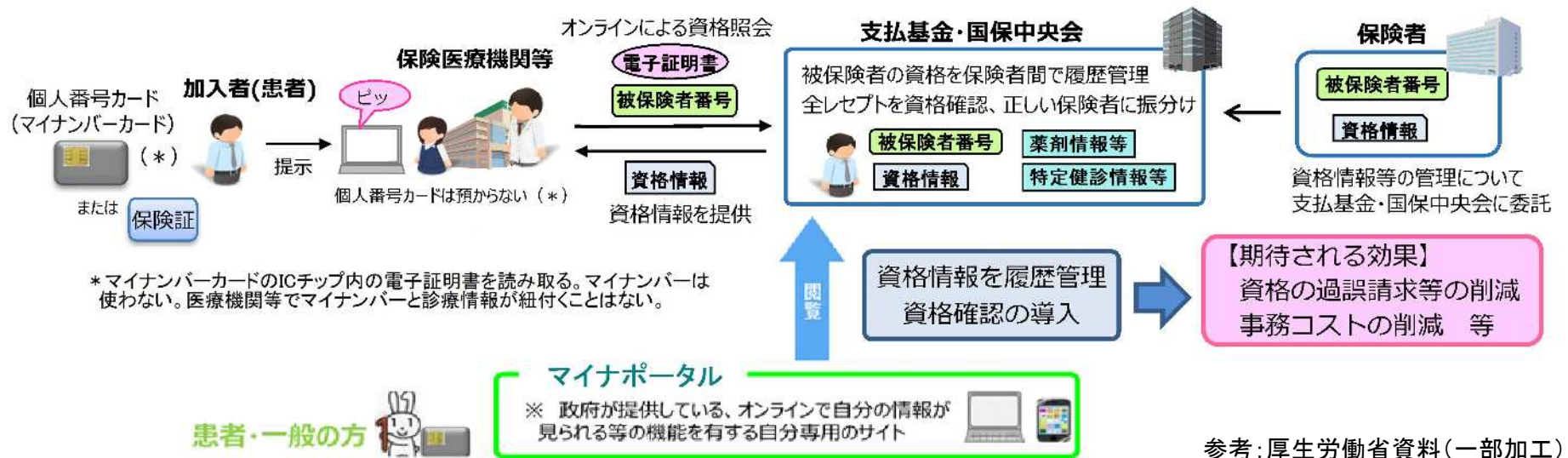
* 保険料を一定期間以上滞納している世帯主に対して、被保険者証の代わりに交付される証で、病院等で一旦10割負担しなければならない。

(2) 国民健康保険におけるマイナンバーの利用について

1 オンライン資格確認の導入（マイナンバーカードの保険証利用）について

○ オンライン資格確認等システムの導入により、（※令和3年10月20日から本格運用開始）

- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**できます。
- ② また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境**となります（マイナポータルでの閲覧も可能）。



<国の動向>

「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)

- オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023年4月から導入を原則として義務付ける。
- 導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援策の措置を見直す^{※1}。
- 2024年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況を踏まえ、保険証の原則廃止^{※2}を目指す。

※1 診療報酬上の加算の取り扱いについては、中央社会保険医療協議会において検討。

※2 加入者から申請があれば保険証は交付される。

○ 岡山市国保被保険者のマイナンバーカード健康保険証利用の登録状況

- 健康保険証利用の登録人数 17,473人(13.7%) ※2022/7/13時点
(参考) 岡山市のマイナンバーカードの交付枚数 311,661枚(42.7%) ※2022/6/30時点
- 健康保険証利用登録への取組み(行政事務管理課と連携して実施)
 - ・ ホームページやSNS(ライン、ツイッター、フェイスブック)、チラシ(保険証送付時、マイナンバーカード交付時)で周知。
 - ・ 各区役所市民保険年金課等に開設している「マイナポイント手続き支援窓口」で、健康保険証利用申込み、公金受取口座の登録も支援。

○ 医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況

1. 顔認証付きカードリーダー申込数

全 国 140,040 施設 (61.0%) / 229,690 施設
 岡山県 2,039 施設 (60.7%) / 3,357 施設

※オンライン資格確認の導入予定施設数

(2022/7/24時点)

	施設数	割合
病院	6,628	81.0%
医科診療所	44,727	49.9%
歯科診療所	37,051	52.4%
薬局	51,634	84.4%

参考: 全施設数

病院 8,180
 医科診療所 89,658
 歯科診療所 70,662
 薬局 61,190

2. 準備完了施設数(カードリーダー申込数の内数)

全 国 70,012 施設 (30.5%) / 229,690 施設
 岡山県 1,148 施設 (34.2%) / 3,357 施設

※院内システムの改修などが完了している施設数

	施設数	割合
病院	3,880	47.4%
医科診療所	19,298	21.5%
歯科診療所	15,446	21.9%
薬局	31,388	51.3%

3. 運用開始施設数(準備完了施設数の内数)

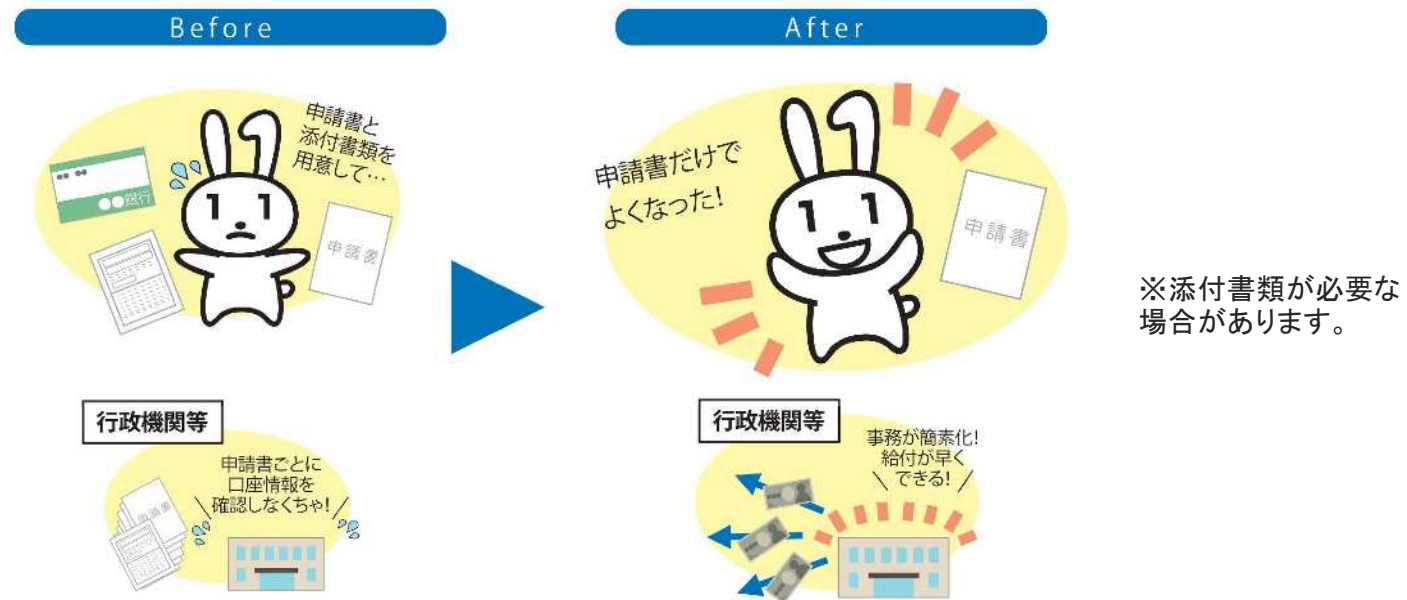
全 国 59,161 施設 (25.8%) / 229,690 施設
 岡山県 1,000 施設 (29.8%) / 3,357 施設

	施設数	割合
病院	3,417	41.8%
医科診療所	15,578	17.4%
歯科診療所	12,575	17.8%
薬局	27,591	45.1%

2 公金受取口座を活用した給付について

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行された。この法律は、公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとするとともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとしたもの。

- 住民(被保険者)は、マイナポータルを通じて口座情報登録システム(デジタル庁)に公金受取口座を登録する。
- 当該口座登録をしている住民(被保険者)は、行政機関等に給付を申請する際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となる。
- 行政機関等は、給付を行う際に、口座情報登録システムから公金受取口座情報を取得して上で、住民(被保険者)に支給を行う。



<実施に向けたスケジュール>

- 令和4年3月28日～ 公金受取口座の登録開始
- 令和4年10月～12月 行政機関等による試行運用
- 令和5年1月～ 本格運用

マイナちゃんに聞いてみよう!

よくあるご質問について

Q 口座を登録したら、預金残高が国に把握されてしまうの?

大丈夫!

国に登録されるのは、「金融機関名」や「口座番号」などの情報です。
預金残高などが知られることはないから安心してね!



Q 口座を登録したら、税金が勝手に引き落とされるの?

大丈夫!

登録した口座から、税金などが勝手に引き落とされることはありません。公金受取口座は、給付金などの支給のために利用されるよ。



Q マイナンバーカードを失くしたり盗まれたりしたら、悪用されないか心配だわ

大丈夫!

マイナンバーカードに、公金受取口座の情報が記録されることはありません。もしカードの紛失・盗難にあった場合でも、本人以外は利用できないし、24時間365日、マイナンバー総合フリーダイヤルでカードの一時利用停止を受け付けているよ。

となりを見てね!



もっと詳しく知りたい方はこちらをチェック!

デジタル庁「公金受取口座登録制度」

https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration



マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます!



スマートフォン

半分以上の人がオンラインからの申請なんだって!

- 1 スマホで顔写真を撮影。
- 2 スマホで交付申請書の2次元バーコードを読み取る。
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。



パソコン

交付申請書に記載の申請書IDが必要だよ

- 1 カメラで顔写真を撮影。
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。



証明用写真機

- 1 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書の2次元バーコードをバーコードリーダーにかざす。
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- 4 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。



郵便

- 1 交付申請書に必要事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

カードの仕上がりが早いスマホでの申請がおすすめ!



交付申請書をお持ちでない方は、

- 1 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます! プリントアウトしてご利用ください。マイナンバーカード郵便 ※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- 2 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

マイナンバー制度、マイナンバーカードについてのお問合せ



マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

0120-95-0178

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付!

受付時間 平日: 9時30分~20時00分
土日祝: 9時30分~17時30分(年末年始を除く)

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等 **050-3818-1250**

その他のお問合せ

050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese

and Portuguese.

マイナンバー制度について **0120-0178-26**

-6-

マイナンバーカード等 **0120-0178-27**

公金受取口座登録制度ってなんだろう??

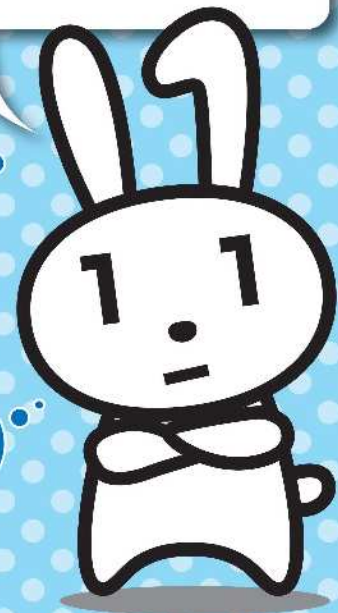
登録方法は?

どう利用するの?

メリットって?



最大2万円分のマイナポイントがもらえる!



マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん

公金受取口座登録制度でできること

Before



After



● 公金受取口座登録制度ってなに?

給付金を受け取るための預貯金口座(公金受取口座)を、1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

● どんないいことがあるの?

公金受取口座を登録しておくことで、年金、児童手当など、今後の給付金などの申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。申請の都度、必要になる書類確認の手間が省け、緊急時の給付金などもより迅速に受け取ることができるようになります。

※公金受取口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではありません。別途、申請などが必要になります。

● 登録可能な口座は?

金融機関にお持ちの本人名義の預貯金口座を登録することができます。登録可能な金融機関一覧はデジタル庁ホームページよりご確認ください。

※デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録が可能な金融機関」
https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration_finance



● 公金受取口座登録制度について解説した動画があるので、ぜひご覧ください。



マイナンバー制度公式YouTube動画チャンネルも、ぜひ見てみてね



公金受取口座の登録編(53秒)

マイナンバーカードのマイナポイント

公金受取口座の登録はマイナポイント付与対象!

公金受取口座を登録した方に対する7,500円分のマイナポイントの申込・付与は、令和4年6月頃からスタートします。既に登録済の方ももちろん対象!

マイナンバーカードの新規取得等で 5,000円分 <small>※1,2</small>	+	健康保険証としての利用申込みで 7,500円分 <small>※3</small>	+	公金受取口座の登録で 7,500円分 <small>※3</small>
---	---	--	---	---

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って、令和5年2月末までにマイナポイントの申込みを行う必要があります。

- ※1... マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。
- ※2... 令和4年9月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った方が対象です。また、マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。
- ※3... 健康保険証としての利用申込み「公金受取口座の登録」によるマイナポイント付与は令和4年6月頃開始する予定です。詳細はマイナポイント事業ホームページにてご確認ください。



マイナポイント申込みの詳しい流れはこちらから確認できます!

スマートフォン、パソコンで申し込む方



最新の情報はマイナポイント事業ホームページをご覧ください!

マイナポイント 🔍



スマートフォンを利用した登録方法

※画面は開発中のものにつき、実際の仕様とは異なる場合があります。

● 登録に必要なものは?

スマートフォンを利用した公金受取口座の登録には、以下が必要です。

- マイナンバーカード
- 本人名義の預貯金口座
- マイナンバーカード読取に対応したスマートフォン
- マイナポータルアプリのインストール



マイナポータルにログイン後、「公金受取口座の登録・変更」の項目をタップします(押します)。



「マイナンバーカードを読み取る」をタップして読み取らせると、ご本人情報が自動で入力されます。内容を確認し、表示された「確認する」という項目をタップします。



「口座情報を登録する」をタップします。画面の案内にしたがって、口座情報を入力します。

簡単な操作ですぐに登録ができるよ



ほかにも以下の登録方法があります

- 所得税の確定申告時の登録申請(マイナンバーカードを利用した還付申告のみ: 令和3年分)
- 金融機関の窓口等での登録(令和5年度下期以降開始予定)

マイナポータルとは?

マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできた行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

<https://myna.go.jp>



(3) 保険者努力支援制度の取組状況について

保険者努力支援制度とは、保険者における予防・健康づくり、医療費適正化等の取組状況に応じて交付金を交付する制度。

市町村分（500億円程度）

保険者共通の指標	国保固有の指標
指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 ○特定健診受診率・特定保健指導実施率 ○メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	指標① 収納率向上に関する取組の実施状況 ○保険料（税）収納率 ※過年度分を含む
指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況 ○がん検診受診率 ○歯科健診受診率	指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況 ○データヘルス計画の実施状況
指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況 ○重症化予防の取組の実施状況	指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況 ○医療費通知の取組の実施状況
指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況 ○個人へのインセンティブの提供の実施 ○個人への分かりやすい情報提供の実施	指標④ 地域包括ケア推進・一体的実施の実施状況 ○国保の視点からの地域包括ケア推進・一体的実施の取組
指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況 ○重複・多剤投与者に対する取組	指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況 ○第三者求償の取組状況
指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況 ○後発医薬品の促進の取組・使用割合	指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況 ○適切かつ健全な事業運営の実施状況 ○法定外繰入の解消等

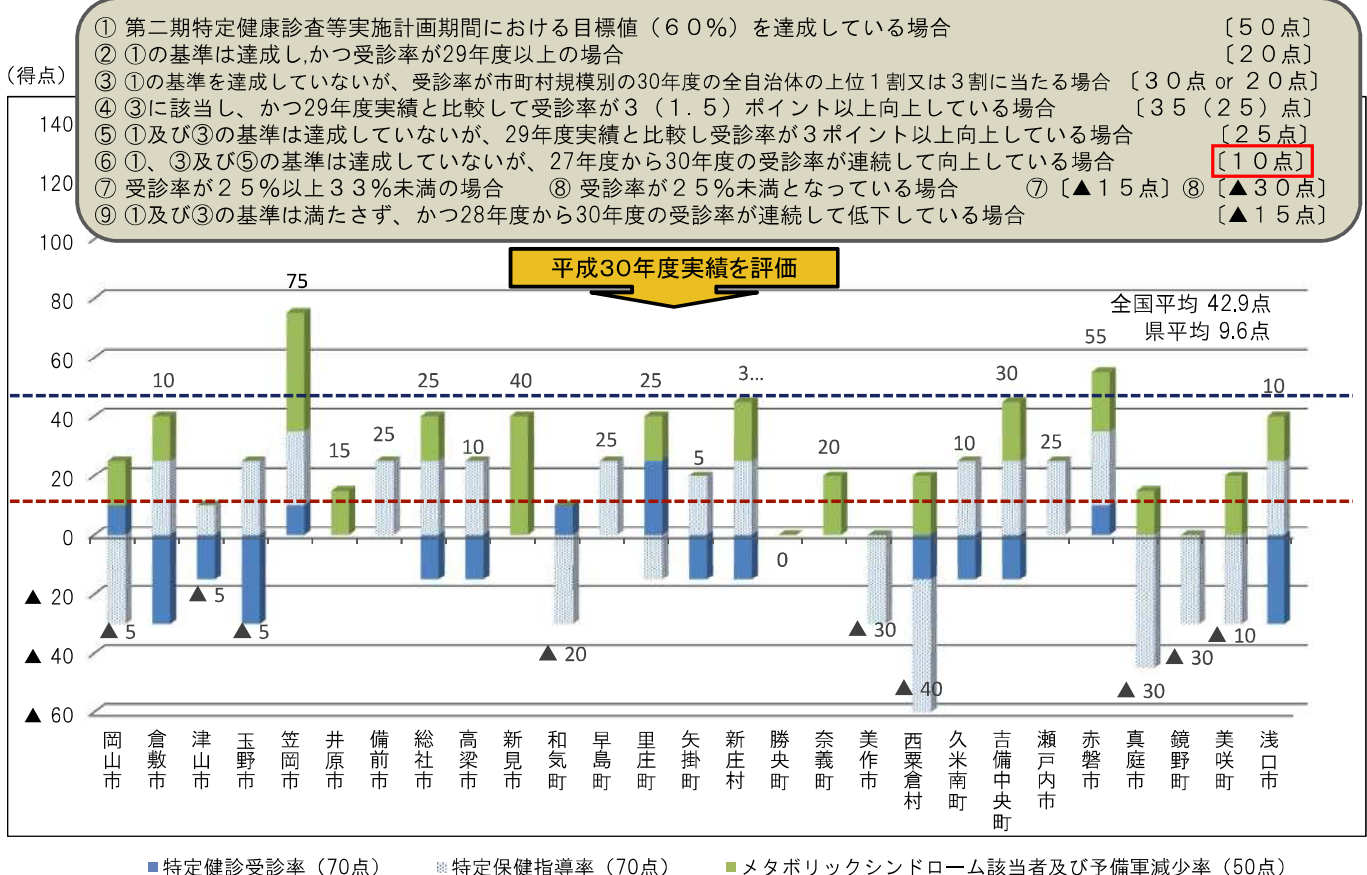
出典：令和3年9月 岡山県国民健康保険運営協議会資料（書面開催）

令和3年度保険者努力支援制度(市町村分)市町村別獲得点 (共通指標① 特定健診・特定保健指導等実施率等)

－5点

うち特定健診受診率の評価

190点満点



-30点

15点

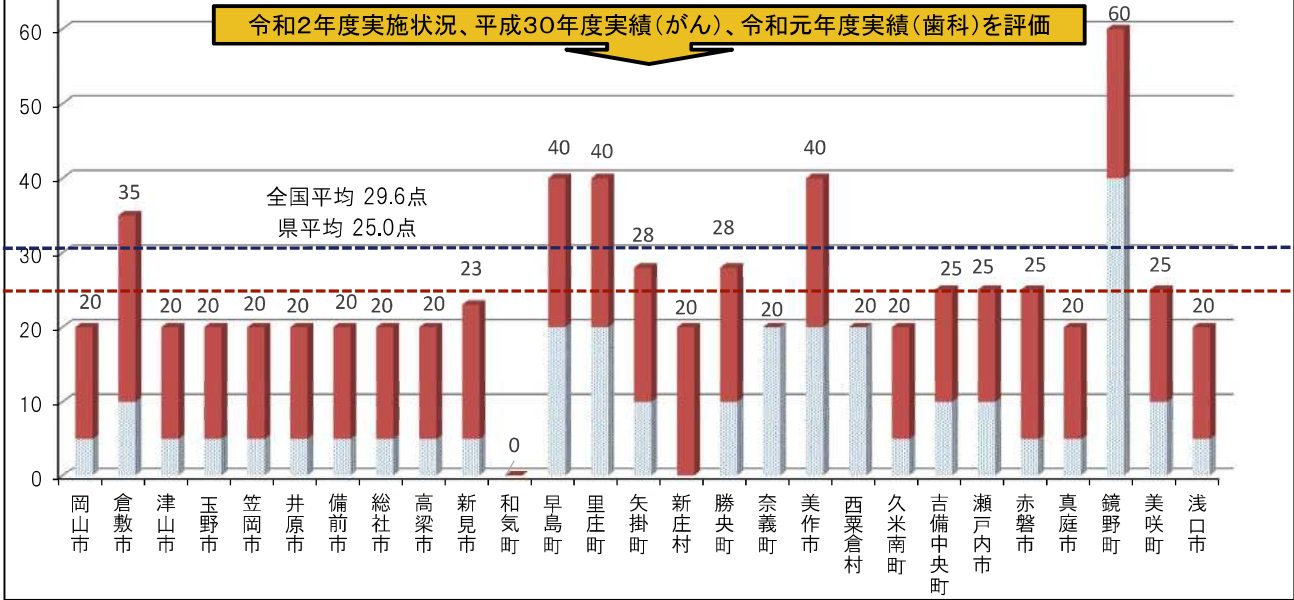
令和3年度保険者努力支援制度(市町村分)市町村別獲得点 (共通指標②) がん検診受診率・歯科検診実施状況

20点

70点満点

- (得点)
- ① 胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの5つのがん検診の平均受診率が25%を達成している場合 [15点]
 - ② ①の基準は達成していないが、平均受診率が全自治体の上位3割を達成している場合 [10点]
 - ③ ①及び②の基準は達成していないが、平均受診率が全自治体の上位5割を達成している場合 [5点]
 - ④ 29年度実績と比較し、平均受診率が1ポイント以上向上している場合 [20点]
 - ⑤ 受診率の向上のため、がん検診と特定健診を一体的に実施している場合 [5点]
 - ⑥ 歯科検診を実施(※)している場合 (※) 歯周疾患(病)検診、歯科疾患(病)検診を含む。 [15点]
 - ⑦ 元年度の歯科健診の受診率が、全自治体の上位3割を達成している場合 [5点]
 - ⑧ ⑥の基準は達成していないが、全自治体の上位5割を達成している場合 [3点]
 - ⑨ 30年度実績と比較し、受診率が1ポイント以上向上している場合 [10点]

令和2年度実施状況、平成30年度実績(がん)、令和元年度実績(歯科)を評価



■がん検診受診率 (40点) ■歯科検診受診率 (30点)

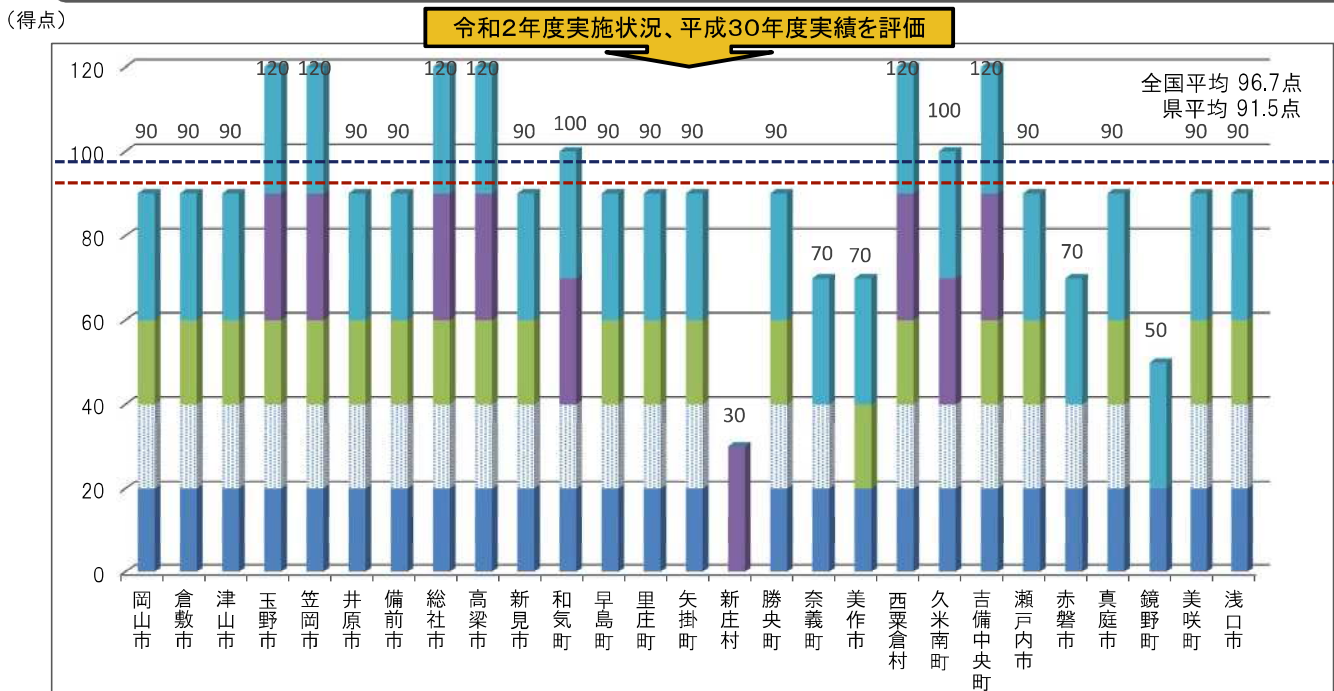
令和3年度保険者努力支援制度(市町村分)市町村別獲得点 (共通指標③) 糖尿病等の重症化予防の取組実施状況

90点

120点満点

- ① 糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施している場合 (抽出基準・県糖尿病対策推進会議等連携など) [20点]
- ② 健診結果のみならず、レセプトの請求情報も活用し、糖尿病性腎症対象者の概数を把握している場合 [20点]
- ③ ①抽出基準に基づき、全ての糖尿病未治療者及び治療を中断した者に対して受診勧奨を実施している場合 [20点]
- ④ 特定健診受診者のうち、HbA1cが8.0%以上の未治療者の割合が小さい順に、30年度上位3割の場合 [30点]
- ⑤ 保健指導対象者のHbA1c、eGFR、尿蛋白等の検査結果を確認し、アウトカム指標により評価している場合 [30点]

令和2年度実施状況、平成30年度実績を評価



■予防取組の実施 (20点) ■対象者把握 (20点) ■HbA1c8.0%以上未治療者上位3割 (30点) ■アウトカム指標評価 (30点) ■受診勧奨実施 (20点)

令和3年度保険者努力支援制度(市町村分)市町村別獲得点
(共通指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組実施状況)

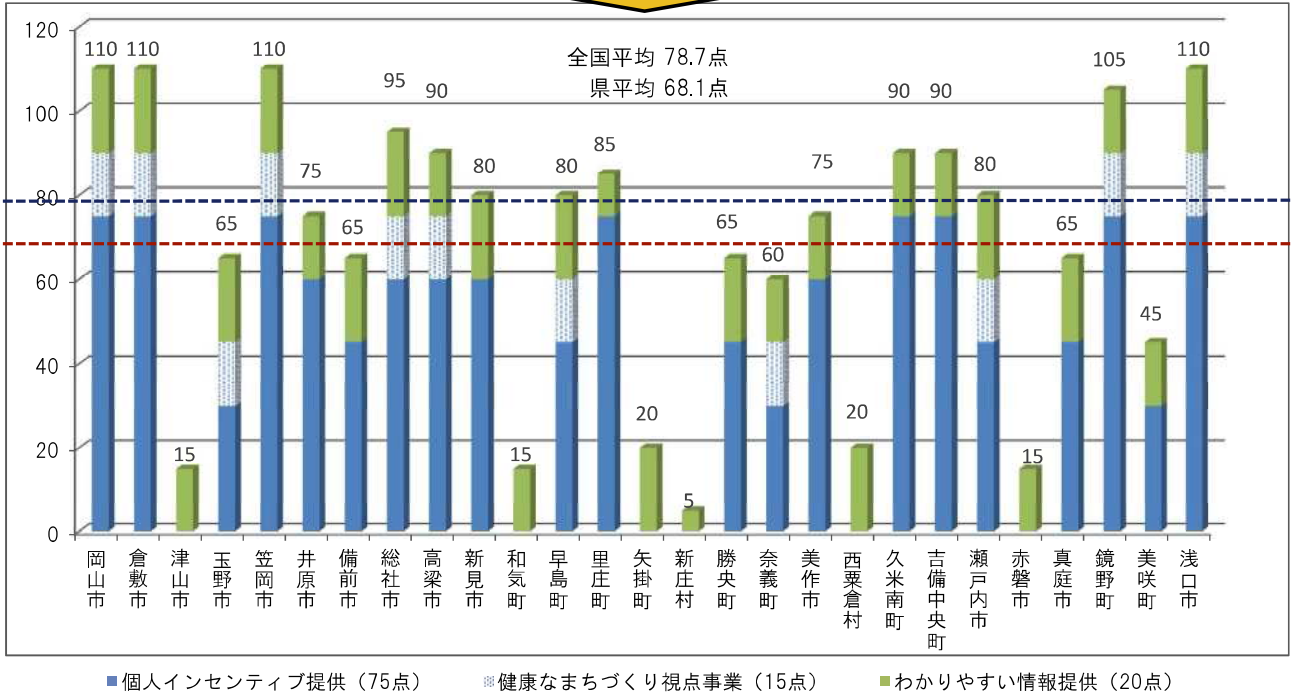
110点

110点満点

- ① 個人へのインセンティブの提供の実施 (ポイント等付与・PDCAサイクルで事業の見直しを実施) [75点]
- ② 個人へのインセンティブの提供の実施 (「健康なまちづくり」の視点を含めた事業の実施) [15点]
- ③ 個人への分かりやすい情報提供の実施 (健診結果等、マイナンバーカード、セルフメディケーション) [20点]

(得点)

令和2年度実施状況を評価



令和3年度保険者努力支援制度(市町村分)市町村別獲得点
(共通指標⑤ 重複・多剤投与者に対する取組)

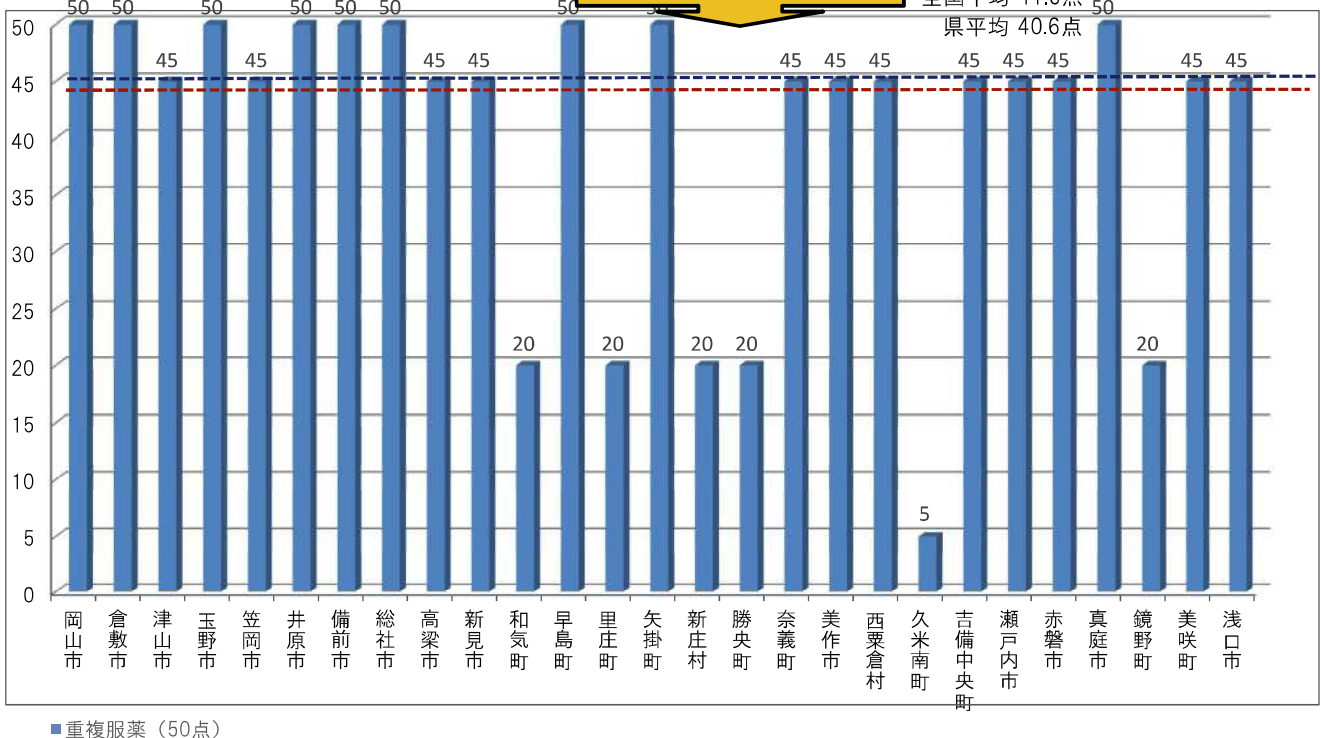
50点

50点満点

- ① 重複・多剤投与者の抽出を行い、服薬情報の通知や個別指導・訪問等の取組を実施している場合 [15点]
- ② ①の実施後、服薬状況等の確認をして、実施前後で評価をしている場合 [25点]
- ③ 郡市医師会等地域の医療関係団体と連携して、重複・多剤投与の対策を実施している場合 [5点]
- ④ 被保険者に対して、ポリファーマシー等に関する周知・啓発を行っている場合 [5点]

(得点)

令和2年度実施状況を評価



■重複服薬 (50点)

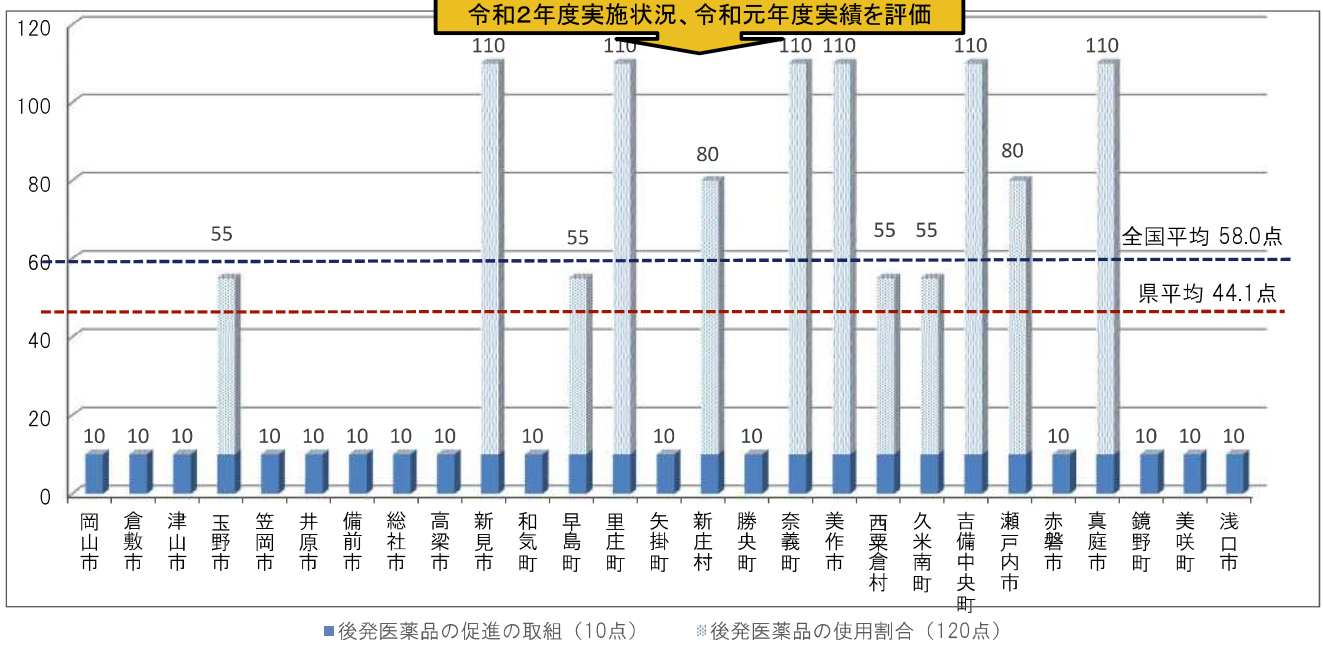
令和3年度保険者努力支援制度(市町村分)市町村別獲得点
(共通指標⑥ 後発医薬品促進の取組)

10点

130点満点

- ① 後発医薬品使用状況の把握の上、事業目標を立てている場合 [5点]
- ② 差額通知を実施し、通知前後での後発医薬品への切替の把握等をしている場合 [5点]
- ③ 使用割合が80%を達成している場合 [70点]
- ④ ③の基準を達成し、かつ使用割合が全自治体の上位1割を達成している場合 [20点]
- ⑤ ③の基準を達成し、かつ30年度実績と比較し、使用割合が1ポイント以上向上している場合 [30点]
- ⑥ ③の基準を達成していないが、使用割合が全自治体の上位5割を達成している場合 [30点]
- ⑦ ⑥の基準を達成し、かつ30年度実績と比較し、使用割合が5ポイント以上向上している場合 [50点]
- ⑧ ③及び⑥の基準を達成していないが、30年度実績と比較し、使用割合が5ポイント以上向上している場合 [45点]
- ⑨ ③の基準は満たさず、かつ29年度から元年度の使用割合が連続して低下している場合 [▲10点]

(得点)



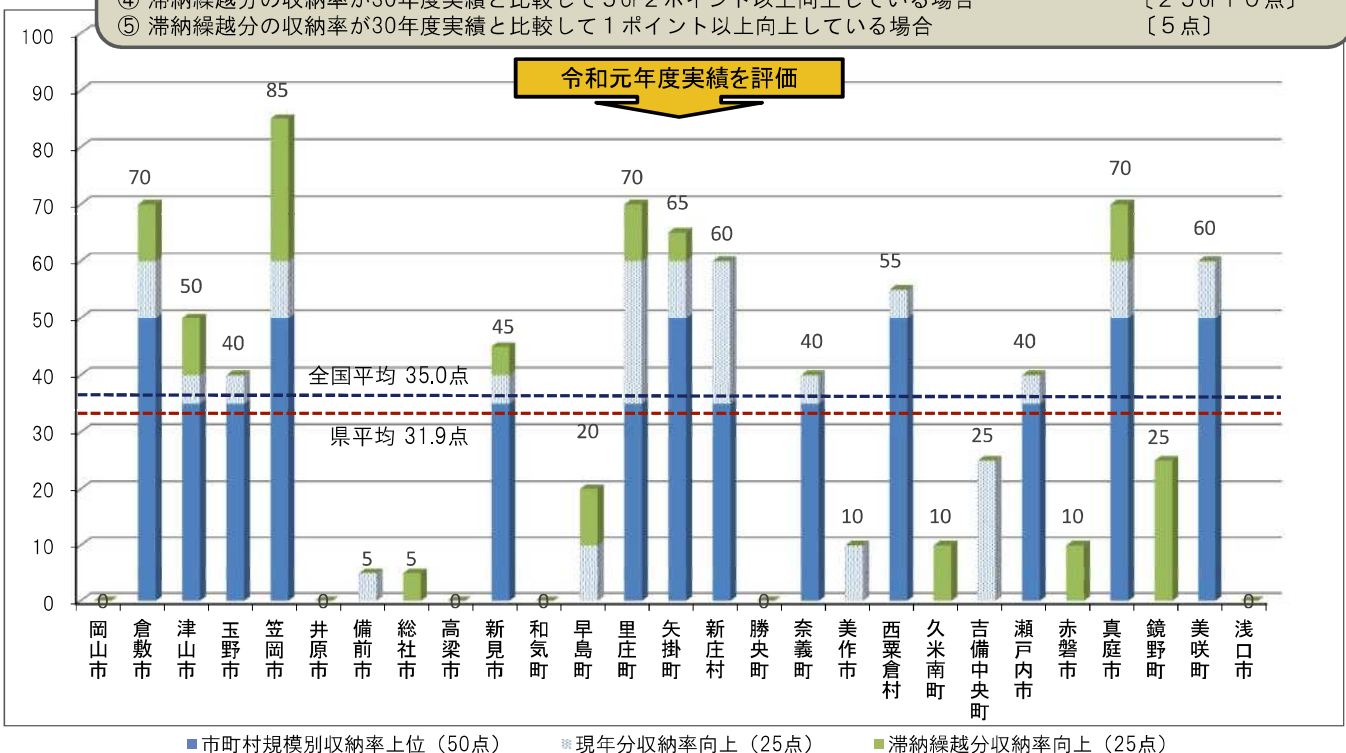
令和3年度保険者努力支援制度(市町村分)市町村別獲得点
(固有指標① 収納率向上の取組実施状況)

0点

100点満点

- ① 現年度分の収納率が市町村規模別の上位3 or 5割に当たる収納率を達成している場合 [50 or 35点]
- ② 現年度分の収納率が30年度実績と比較して1 or 0.5ポイント以上向上している場合 [25 or 10点]
- ③ 現年度分の29年度から元年度の3カ年平均の収納率が①基準の上位5割の場合 [5点]
- ④ 滞納繰越分の収納率が30年度実績と比較して5 or 2ポイント以上向上している場合 [25 or 10点]
- ⑤ 滞納繰越分の収納率が30年度実績と比較して1ポイント以上向上している場合 [5点]

(得点)



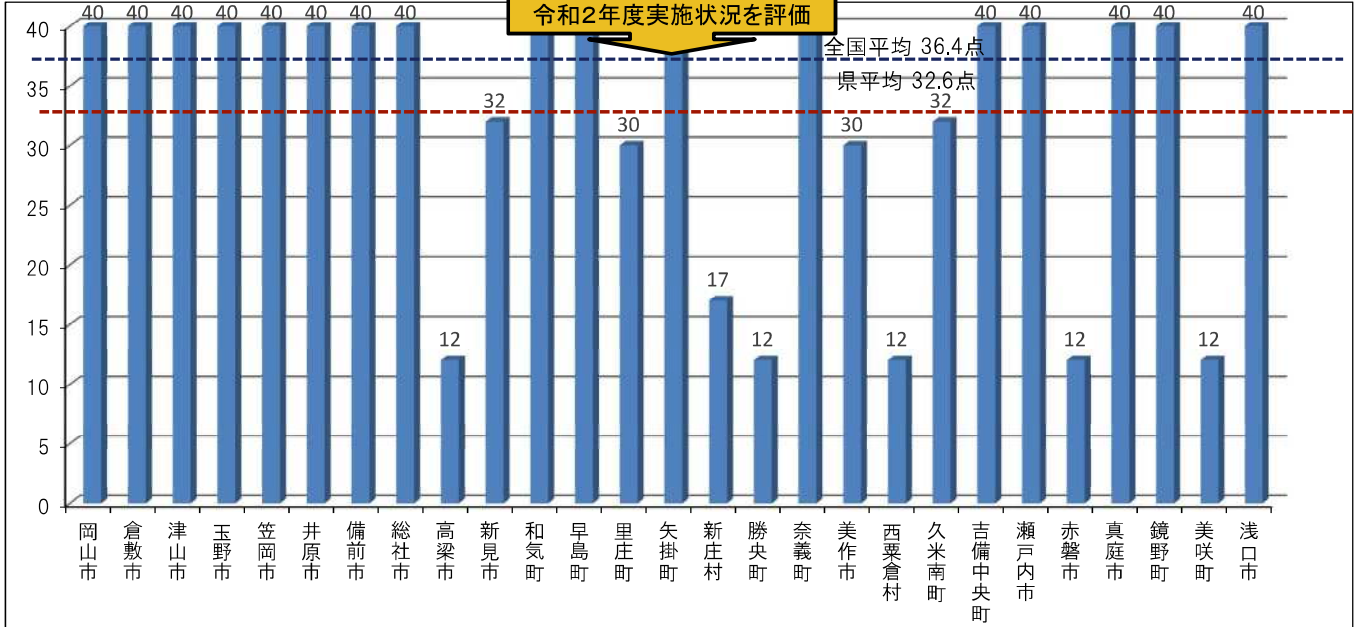
令和3年度保険者努力支援制度(市町村分)市町村別獲得点
(固有指標② データヘルス計画の実施状況)

40点

40点満点

- ① データヘルス計画の策定、これに基づき保健事業が実施されている場合 [2点]
- ② 2年度の個別保健事業で、計画の目標等を踏まえたアウトカム指標が設定されている [10点]
- ③ 中間評価に当たり、ストラクチャー・プロセス・アウトプット・アウトカムの4つの視点に基づき評価している [10点]
- ④ 2年度の保健事業の実施・評価及び中間評価で、関係部局による連携体制の構築されている [2点]
- ⑤ 2年度の保健事業の実施・評価及び中間評価で、都道府県との連携体制の構築されている [3点]
- ⑥ 2年度の保健事業の実施・評価及び中間評価で、保健医療関係者などとの連携体制の構築されている [3点]
- ⑦ 中間評価でKDB等を活用しデータ分析を行い、健康課題・目標や事業の優先順位付けの見直しを行った場合 [5点]
- ⑧ 中間評価に当たり国保連の支援評価委員会等外部有識者の助言を得ている場合 [5点]

(得点)



■ データヘルス計画の実施状況 (40点)

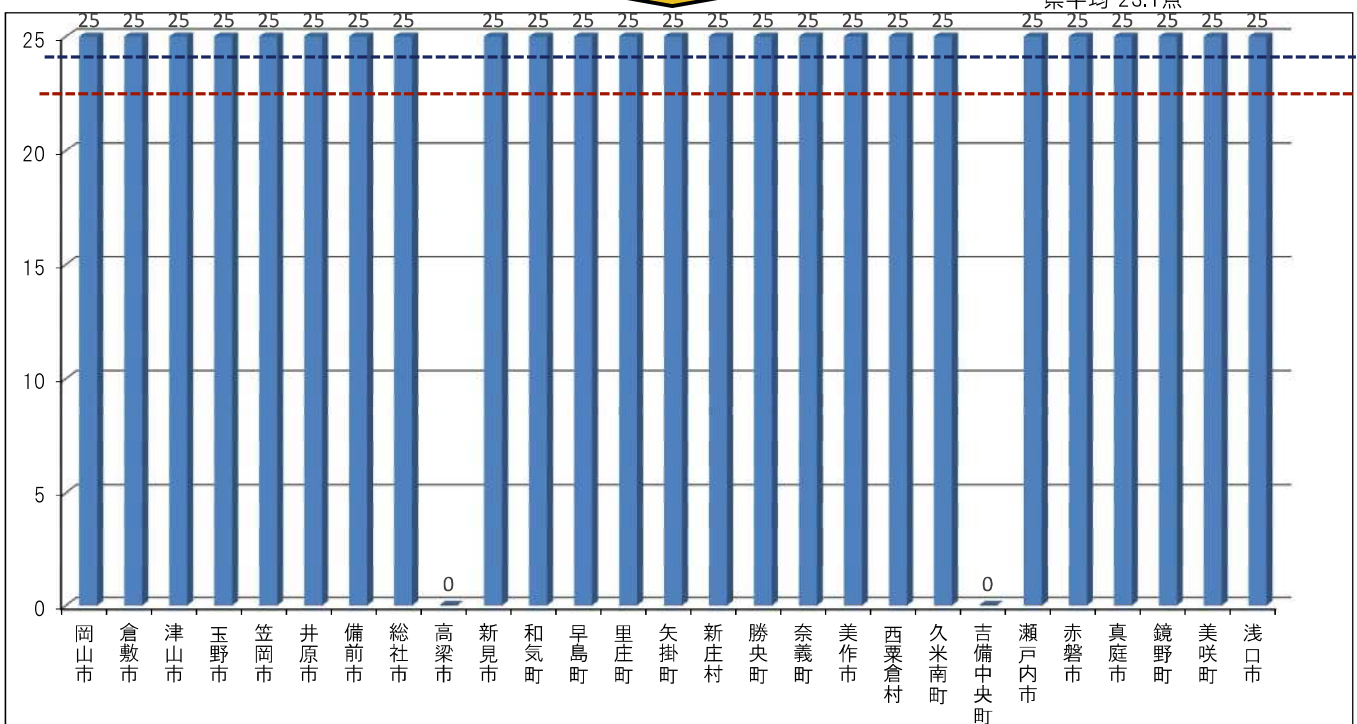
令和3年度保険者努力支援制度(市町村分)市町村別獲得点
(固有指標③ 医療費通知)

25点

25点満点

- 医療費通知への要件 (①医療費の額・②受診年月日・③漏れなく通知・④医療機関名・⑤日数・⑥柔整療養費の表示・⑦①~⑥を表示した確定申告に使用可能な医療費通知を確定申告前までに適切に通知) [25点]

(得点)



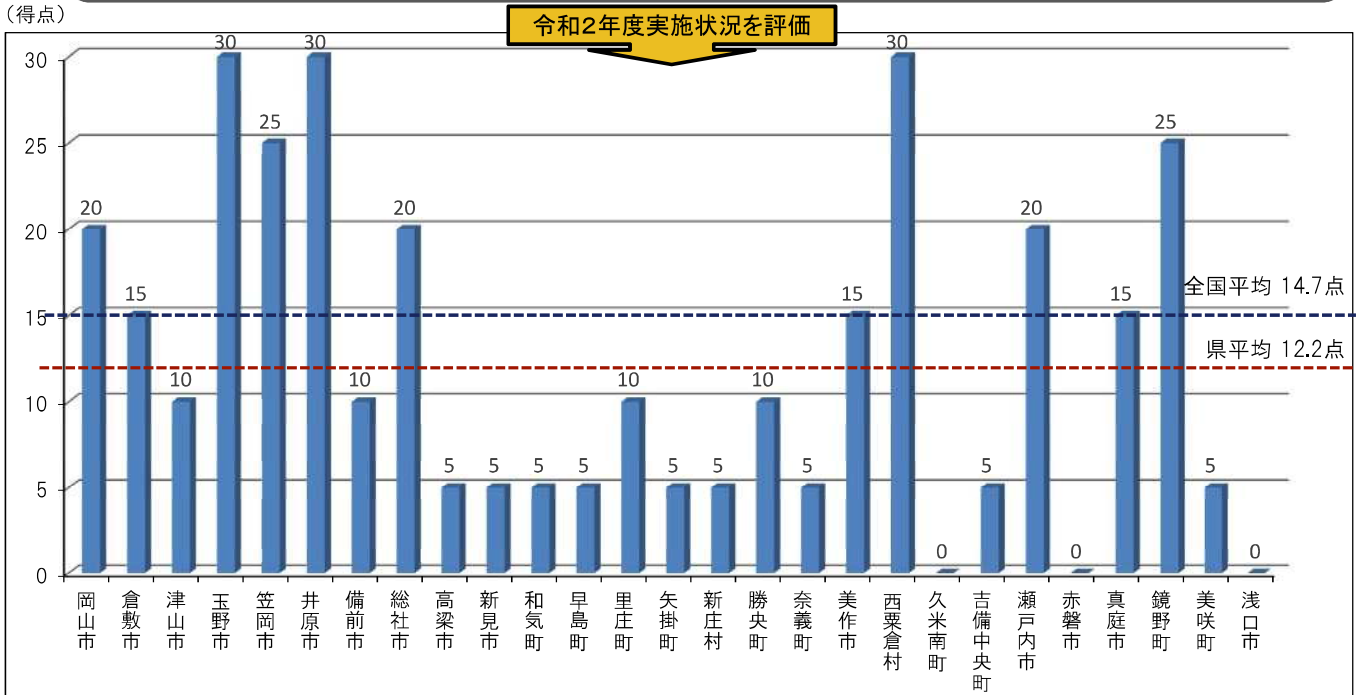
■ 医療費通知 (25点)

令和3年度保険者努力支援制度(市町村分)市町村別獲得点
(固有指標④ 地域包括ケア推進・一体的実施の取組)

20点

30点満点

- ① 部局横断的な議論に国保部局として参画、KDB等を活用したデータ提供等により地域課題の共有、対応策検討 [5点]
- ② 在宅医療・介護連携推進事業に国保部局として参画、現状分析・課題抽出、対応策検討、多職種連携研修など [5点]
- ③ KDB等を活用してハイリスク群等を抽出して、国保部局として当該ターゲット層に対する支援の実施 [5点]
- ④ 国保直診施設等を拠点とした取組をはじめ、医療・介護関係機関の連携によるケア推進に向けた取組の実施 [5点]
- ⑤ 国保の保健事業に専門職を活用し、後期の保健事業と介護の地域支援事業と一体的に実施 [5点]
- ⑥ ⑤事業実施に当たり、国保に加え、後期、介護のデータについても、KDB等を活用した分析を総合的に実施 [5点]



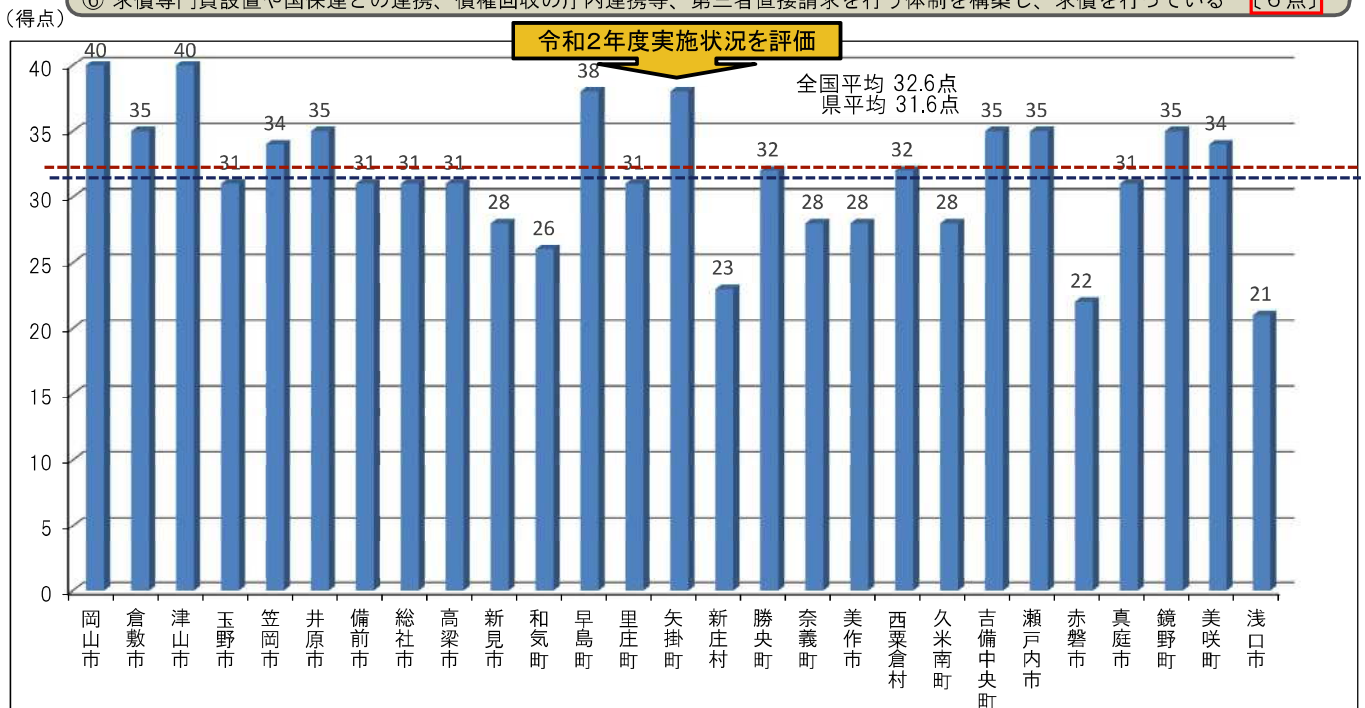
■ 地域包括ケア推進・一体的実施の取組 (30点)

令和3年度保険者努力支援制度(市町村分)市町村別獲得点
(固有指標⑤ 第三者求償の取組状況)

40点

40点満点

- ① 疑いのあるレセプト抽出し、被保険者への確認を前提に、覚書に基づく様式統一をして、代行されている場合 [10(7)点] 10点
- ② 求償事務に係る評価指標(2必須指標)について、前年度の数値目標を達成している場合 [5(3)点] 5点
- ③ 2以上の関係機関から発見の手がかりとなる情報提供体制を構築している [8(4)点] 8点
- ④ 各市町村の第三者求償HP等において傷病届様式と高額療養費等の各種申請書をダウンロードできるようにしている [5点] 5点
- ⑤ 国保連主催の研修に参加し、知識習得に努め、専門家の助言などを得て、課題解決に取り組んでいる [6(3)点] 6点
- ⑥ 求償専門員設置や国保連との連携、債権回収の庁内連携等、第三者直接請求を行う体制を構築し、求償を行っている [6点] 6点



■ 第三者求償の取組状況 (40点)

令和3年度保険者努力支援制度(市町村分)市町村別獲得点 (固有指標⑥ 適切かつ健全な事業運営の実施状況)

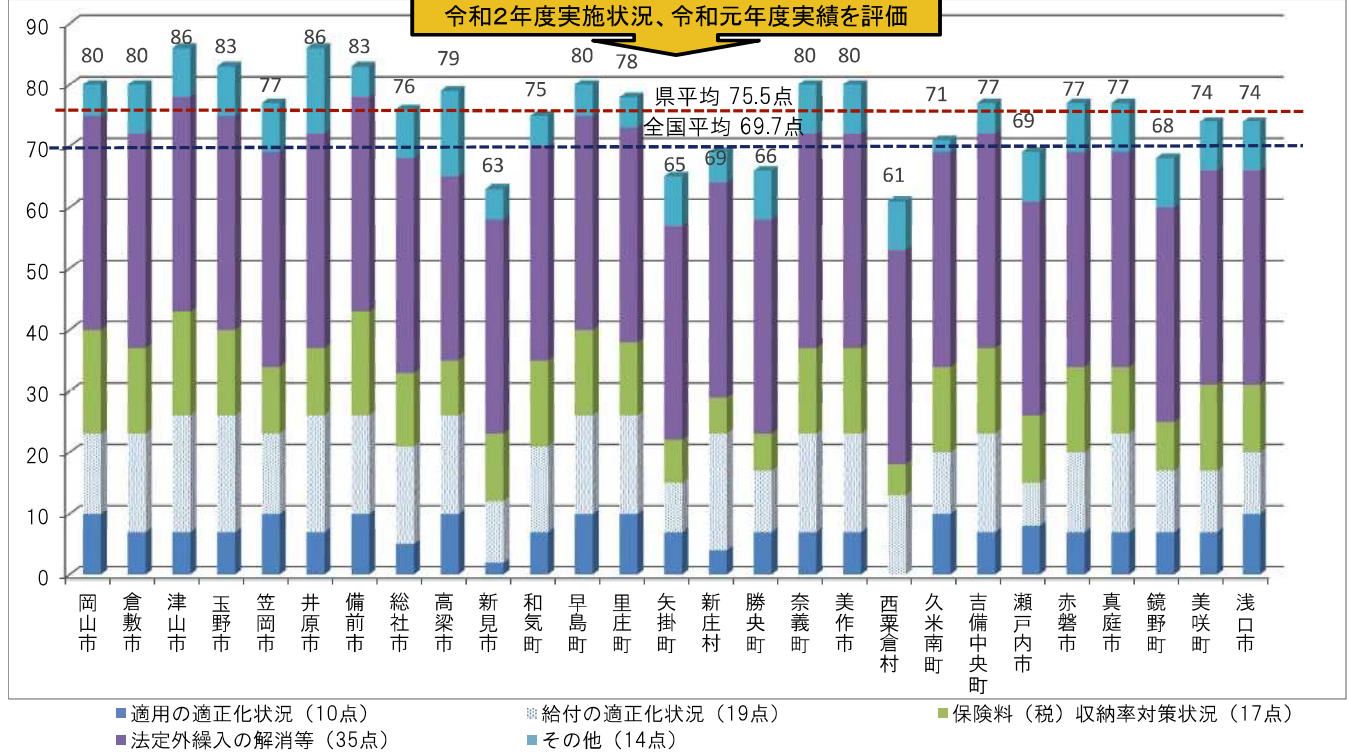
78点

95点満点

① 居所不明被保険者の調査・所得未申告世帯の調査等実施状況	[10点]	7点
② 給付の適正化(レセプト点検の充実強化・一部負担金の適切な運営)状況	[19点]	14点
③ 保険料(税)収納対策(口座振替割合・滞納処分方針等)、外国人被保険者への周知状況	[17点]	30点
④ 決算補填等目的の法定外繰入等の削減状況	[35点]	8点
⑤ その他(国保事務研修・国保運営協議会被用者保険代表参加・市町村事務処理標準システム導入等)	[14点]	

(得点)

令和2年度実施状況、令和元年度実績を評価



○ 令和3年度保険者努力支援制度(岡山市分)

評価指標		満点・配点	岡山市得点	岡山県平均	全国平均	
保険者共通指標の実績	指標1	特定健診受診率・特定保健指導実施率 メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	190点	-5点	9.63点	41.49点
	指標2	がん検診受診率・歯周疾患(病)検診受診率	70点	20点	24.96点	29.59点
	指標3	糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況	120点	90点	91.48点	96.68点
	指標4	個人インセンティブ・分かりやすい情報提供	110点	110点	68.15点	78.86点
	指標5	重複服薬者に対する取組の実施状況	50点	50点	40.56点	41.56点
	指標6	後発医薬品の促進の取組・使用割合	130点	10点	44.07点	58.03点
国保有指標の実績	指標1	収納率向上に関する取組の実施状況	100点	0点	31.85点	35.00点
	指標2	データヘルス計画策定状況	40点	40点	32.63点	36.43点
	指標3	医療費通知の取組の実施状況	25点	25点	23.15点	24.14点
	指標4	地域包括ケア推進・一体的実施の取組状況	30点	20点	12.22点	14.70点
	指標5	第三者求償の取組の実施状況	40点	40点	31.59点	32.60点
	指標6	適正かつ健全な事業運営の実施状況	95点	78点	75.48点	69.71点
合計		1,000点	478点	485.78点	558.80点	

※平均点は令和3年度保険者努力支援制度分析資料から

○ 得点が低かった主な項目及びその理由

保険者共通指標	指標1	特定健診受診率・特定保健指導実施率 メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	平成30年度の受診率を評価。 本市の受診率は特定健診 30.48%、特定保健指導 8.46% で、特定保健指導実施率は、10%に満たない場合はマイナス 点とされたため、マイナス得点となった。
	指標6	後発医薬品の促進の取組・使用割合	令和2年度の実施状況、令和元年度の使用割合の実績を評 価。実施状況評価は満点(10点)。本市の使用割合は 77.88% で、全国平均は 80.47%。実績評価での得点は使用率が全 国の自治体の上位5割に入るか、前年度から5ポイント以上 の向上。使用率は年々向上しているが基準を満たせず、得点 できなかった。
国保有指標	指標1	収納率向上に関する取組の実施状況	令和元年度の収納率を評価。 本市の収納率は現年度分91.81%、滞納繰越分30.48%(還付未 済額除く)。得点は収納率が市町村規模別の上位5割に入る か、前年度から現年度分は0.5ポイント以上、滞納繰越分は1 ポイント以上の向上。収納率は年々向上しているが基準を満 たせず、得点できなかった。

○ 令和3年度交付金収入額

231,067千円